

明和町災害ボランティア人材バンク設置要綱

(目的)

第1条 明和町における大規模災害等が発生した場合に、避難所の運営や地域での応急対策活動等を支援する人材を確保するため、必要な資格や知識、技能、経験などを有する人材を募集し、あらかじめ台帳に登録しリスト化しておくことを目的とする。

(募集する人材)

第2条 専門的な資格や知識を有し、災害時等に地域が実施する避難所運営や応急対策活動等に協力することができる者を募集する。

2 登録者は、担当課が年に1回程度実施する連絡会に可能な範囲で出席するものとする。

3 登録者は、町又は自治会等が実施する訓練に可能な範囲で参加するものとする。

4 登録者は、登録しようとする年度の4月1日現在で、15歳以上であるものとする。

(募集の方法及び期間)

第3条 募集は、総務防災課が、広報誌やホームページ等により実施する。

2 募集の期間は、随時とする。

(登録の方法)

第4条 登録を希望する者は、登録申請書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、総務防災課に提出する。

2 総務防災課は、登録者の情報を登録者名簿(様式第2号)に登載する。

(登録の期間)

第5条 前条の規定により、登録した後は、登録者から登録抹消申出書(様式第3号)により登録抹消の届け出があるまで継続する。ただし、今後の活動が困難であると総務防災課が判断した場合は、抹消することができる。

2 前項のただし書きにより抹消した場合は、総務防災課から登録者又はその家族等に通知するものとする。

(名簿の管理)

第6条 登録者名簿の管理は、総務防災課が行う。

(協力要請)

第7条 登録者への協力要請は、総務防災課が協力要請書(様式第4号)により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭等により要請するものとする。

2 登録者は、自己の判断で避難所運営又は地域の活動に協力することができる。その場合は、速やかに総務防災課に連絡する。

3 登録者は、町から要請があった場合は、可能な範囲で協力するよう努める。

(経費の負担)

第8条 登録者が行う業務に対する対価(交通費を含む)は、原則、無償とする。

2 登録者が災害時等に各々の業務を遂行するにあたり、必要な物品等がある場合は、総務防災課が可能な範囲でこれを調達する。

附則

この告示は、令和4年8月10日に施行する。